

令和5年5月11日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	和	哉
総	務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	岡	弘	樹
人	権・同和対策課長	中	尾	美	佐子
企	画	山	口	徹	也
財	政	村	田	秀	哲
財	政調整監兼企画財政課参事	松	丸	環	大
企	画調整監兼DX推進室長	山	崎	智	香子
市	民	田	中	美	穂
税	務	広	瀬	義	樹
保	険	高	本	智	子
福	祉	三	ヶ	正	和
産	業	山	口		洋
支	援	江	島	裕	臣
課	長	高	本	将	行
商	工	橋	本	昌	徳
観	光	堀		正	和
課	長	田	代		章
農	林	中	村	祐	介
水	産	中	村	浩	一郎
課	長	江	頭	憲	和
農	業	嶋	江	克	彰
委	員	藤	家		隆
会	事				
務	局				
長					
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
都	市				
計	画				
課	長				
下	水				
道	課				
長					
ゼ	ロ				
カ	ー				
ボ	ン				
シ	ティ				
推	進				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					

令和5年5月11日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第3 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第27号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第28号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 閉会中継続調査申出
-

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。開議に先立ちまして申し上げます。鳥飼副市長から行政委員会の長及び執行部の紹介の申出がありましたので、これを許します。

まず、行政委員会の長の紹介があります。

○副市長（鳥飼広敬君）

おはようございます。私のほうから行政委員会の委員長、そして職員の紹介をさせていただきます。

まず最初に、行政委員会の委員長を御紹介します。

代表監査委員の村田敏樹様でございます。（「村田です。どうぞよろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）（拍手）

農業委員会会長の織田博吉様でございます。（「織田です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）（拍手）

なお、選挙管理委員会委員長の植松様は本日御欠席となっております。

以上となります。

続きまして、教育長、各部長を紹介いたします。どうぞ前のほうへお願いします。

教育長の中村和彦様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

総務部長兼中川エリア整備推進室長の川原逸生でございます。（「川原です。どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

市民部長兼福祉事務所長、岩下善孝でございます。（「岩下です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

産業部長の山崎公和でございます。（「山崎です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

建設環境部長兼鹿島駅前周辺整備推進室長の山浦康則でございます。（「山浦です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

以上です。

続きまして、課長級の紹介をいたします。課長級の職員は前へお願いします。

課長級の職員になります。

総務課長の白仁田和哉。（「白仁田です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

総務課参事兼選挙管理委員会事務局長の寺岡弘樹。（「寺岡です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

人権・同和対策課長の中尾美佐子。（「中尾です。どうぞよろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画財政課長の山口徹也。（「山口です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

財政調整監兼企画財政課参事の村田秀哲。（「村田です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画調整監兼DX推進室長の松丸環大。（「松丸です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市民課長の山崎智香子。（「山崎です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

税務課長の田中美穂。（「田中です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

保険健康課長の広瀬義樹。（「広瀬です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

福祉課長の高本智子。（「高本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

産業支援課長の三ヶ島正和。（「三ヶ島です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

商工観光課長の山口洋。（「山口です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農林水産課長の江島裕臣。（「江島です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

建設住宅課参事の橋本昌徳。（「橋本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）橋本は国土交通省からの派遣職員であります。

都市計画課長の堀正和。（「堀です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

下水道課長の田代章。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

ゼロカーボンシティ推進課長兼ラムサール条約推進室長の中村祐介。（「中村です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長の江頭憲和。（「江頭です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長兼国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室長の嶋江克彰。（「嶋江です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

生涯学習課参事の藤家隆。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

水道課長の中村浩一郎。（「中村です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

会計管理者兼会計課長の幸尾かおる。（「幸尾です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

議会事務局長の染川康輔。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農業委員会事務局長の高本将行。（「高本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、広域圏事務局等への課長級派遣職員の紹介をします。

杵藤地区広域市町村圏組合事務局長次長兼総務課長の峰松健二。（「峰松です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

杵藤地区消防本部総務課長の松尾亨。（「松尾です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

介護保険事務所業務課長の樋口貴司。（「樋口です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

鹿島・藤津地区衛生施設組合事務局長の中村幸男。（「中村です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

なお、このほかに建設住宅課の橋川宜明については本日欠席しております。

最後になりましたが、副市長の鳥飼広敬でございます。

以上をもちまして執行部側の紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（徳村博紀君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川事務局長。

○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案5件の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書及び議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から令和4年度1月分及び2月分の出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．議案の一括上程であります。

報告第2号の報告1件及び議案第25号から議案第29号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

おはようございます。今5月臨時会、昨日までに議会のほうで執行体制が決まったというふうに伺っております。先ほど執行部のほうの職員の紹介をいたしました。それぞれこれから鹿島市の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

今回の鹿島市議会令和5年5月臨時会に提案いたします議案は、報告1件、専決処分事項の承認4件、人事案件1件の計6件でございます。

初めに、報告第2号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは交通事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

続きまして、議案第25号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、軽自動車税の税率区分の見直しやグリーン化特例の延長、大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減免措置の創設を行ったものでございます。

次に、議案第26号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得者世帯に対する軽減について対象世帯の拡充を行ったものでございます。

次に、議案第27号 専決処分事項（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分いたしました令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号）は、予算の総額に81,423千円を追加し、補正後の総額を16,850,065千円といたしましたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源に係る確定額の計上のほか、地域

福祉基金の一部を国債で運用したことに伴う償還差益の計上を行っております。

歳出では、今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ80,000千円の積立てを行い、健全な財政運営に努めるものでございます。

また、国債償還差益につきましては後年度に活用するため、地域福祉基金へ1,464千円の積立てを行っております。

次に、議案第28号 専決処分事項（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月14日付で専決処分いたしました令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に64,000千円を追加し、補正後の総額を15,573,000千円といたしましたものでございます。

歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上し、歳出では、民生費で、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり50千円的生活支援特別給付金を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を計上いたしております。

最後に、議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員、岩下善孝氏の人事異動により、後任者として税務課長、田中美穂氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

お諮りいたします。報告第2号の報告1件及び議案第25号から議案第29号までの5議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、報告第2号の報告1件及び議案第25号から議案第29号までの5議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 報告第2号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 報告第2号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）についてであります。

当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

生涯学習課から、報告第2号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は交通事故による損害の賠償で、事故の内容は庁用車による接触事故でございます。

事故の発生は令和5年3月2日で、場所は鹿島市生涯学習センターエイブル付近の交差点でございます。

事故の概要ですが、職員が鹿島市生涯学習センターエイブル敷地内の除草作業中に敷地内から公用車の軽トラックを後退した際に、後方確認を怠ったため、市道で一時停止中の自動車の左側面に接触して破損させたものでございます。相手方、職員ともにけがはありませんでした。相手方の被害車両は鹿島市内にお住まいの男性の所有で、令和5年4月11日に示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしました。また、相手方の損害賠償金額237,589円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

なお、公用車の修繕はございませんでした。

公用車の運転につきましては、日頃から安全運転に十分注意するよう指導をしているところではございますが、今後さらに周囲の安全をしっかりと確認し、ゆとりを持った運転を行うよう徹底を図ってまいります。

以上、報告いたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 議案第25号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

それでは税務課から、議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例等の一部を改正する条例について、3ページの専決処分書のとおり、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正条文につきましては、議案書の4ページから掲載しております。

議案説明資料に沿って御説明いたしますので、議案説明資料を御覧ください。

議案説明資料の1ページから11ページまでは新旧対照表でございます。ここでは、改正事項の主な内容を記載しております12ページ以降の資料に沿って御説明いたします。

12ページをお開きください。

1、改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。

1つ目に、軽自動車税の措置として、環境性能割の税率区分の見直しとグリーン化特例を延長するものでございます。

環境性能割の税率区分の見直しは、現行税率区分を延長した上で、要件の段階的な引上げを行うものとなります。

環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月に創設されたもので、自動車をもたらす排ガスによる公害対策費、道路の損傷による補修、交通事故による医療費など、様々な社会的コストに対する原因者負担の性格を有する普通税となります。

環境性能割は車両取得の際にその車両の環境性能に応じた税率で負荷されるもので、通常、その税率区分は2年ごとに見直されますが、今回の税制改正では令和5年から令和7年までの3年分の税率区分について定められています。これについては、新型コロナウイルス感染症などを背景とした半導体不足等により自動車の納期が遅延している状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置くものとなります。

また、税率区分の引上げについては、燃費基準達成度に係る要件変更を2段階で行うものとなります。国は、2050年までに脱炭素社会を実現するという目標の下、温暖化対策や環境保全の手段として電動車の普及促進を進めており、この目標を達成するために、段階的に基準を引き上げることで環境に配慮した自動車への移行を促すものとして、今回の改正内容を決定しているものです。

12ページの表は、対象車の種類と適用期間ごとに適応税率の要件となる燃費基準の達成度を示しております。

電気自動車等についてはこれまでと変わらず非課税扱いとなりますが、ガソリン車については、燃費基準の達成度に応じて非課税から2%までの税率が規定されています。令和5年4月から令和5年12月までは現行の税率区分のまま据え置いて、要件変更の第1段階として、

令和6年1月から令和7年3月末まではガソリン車の非課税区分の燃費基準達成度を75%から80%へ、税率1%区分の燃費基準達成度を60%から70%へ引き上げます。また、第2段階として、令和7年4月から令和8年3月末までは税率1%区分の燃費基準達成度を70%から75%へと引き上げることとなります。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の延長は、先ほどの環境性能割の見直しと併せて、脱炭素社会の実現や環境対策のため、より燃費性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、軽自動車税の種別割について税率の軽課及び重課という2つの制度を3年間延長するものでございます。

種別割は4月1日現在の車両所有者に対して毎年賦課するもので、四輪乗用車や貨物車のほか、原動機付自転車や二輪車、軽三輪車、農耕用などの小型特殊自動車などの種類に応じて税額が決められております。

今回、制度の延長となりましたグリーン化特例は、自動車の走行時に発生する大気汚染物質の排出量を抑制するための環境対策として平成13年度に導入された環境配慮型税制で、自動車の環境負荷に応じて税率を軽減、または加算する措置となります。

グリーン化特例の軽課は、新車として初めて車両番号を登録する際の検査となる初度検査を受けた翌年度に限り排出ガス及び燃費基準に応じて税率を軽減し、また、重課は、初度検査から13年経過した車両に対し20%加算した税率で賦課するものとなります。

次に、13ページを御覧ください。

主な改正内容の2つ目は、家屋に係る固定資産税の減額でございます。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく一定の要件を満たすマンションのうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2か年の間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額するものでございます。

この減額措置は、今回、地方税法で新たに規定されたものとなりますが、その背景には、国内における築40年以上を経過するマンションが今後20年間で急激に増加することが見込まれています。年数が経過した古いマンションに対して適切な補修工事が行われない場合、居住者や周辺住民の安全が確保されない事態が生じるおそれがあり、このような事態を回避し適切な時期に必要な修繕が実施できるよう、多数の所有者で構成される管理組合の合意形成を後押しするため、今回の特例措置が講じられました。

13ページの枠組みで、対象となるマンションの要件を記載しております。建築後20年以上経過した10戸以上のマンション、大規模修繕工事を過去に1回以上行っているもの、また、長寿命化に資する大規模修繕工事の実施に必要な修繕積立金が確保されたものという3つの要件全てを満たすものが対象となります。

最後に、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第26号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第26号 専決処分事項の承認について説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

9ページを御覧ください。

9ページは本案件の専決処分書となります。

10ページは条例改正の内容となります。改正内容については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の20ページを御覧ください。

1、改正理由です。

国において地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に交付され、その一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、令和5年度の鹿島市国民健康保険税の賦課期日である令和5年4月1日施行に対応するため、令和5年3月31日付で国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び国民健康保険税低所得者世帯の軽減制度拡充等について所要の改

正を行ったところでございます。

2、主な改正内容は、国民健康保険税賦課限度額の引上げ及び国民健康保険税低所得者世帯の軽減の拡充となります。

議案説明資料20ページ上段の表を御覧ください。

まず、国民健康保険税賦課限度額の引上げでございますが、国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成され、賦課限度額もそれぞれに定めております。

今回の賦課限度額引上げは、医療分及び介護納付金分の賦課限度額を据え置き、後期高齢者支援金分について改正前の賦課限度額200千円を220千円に改め、賦課限度額を20千円引き上げております。よって、改正後の国民健康保険税賦課限度額の合計は、改正前の1,020千円を20千円引き上げ1,040千円に改めており、高所得者層に対し負担の増加をお願いする内容となっております。

続きまして、国民健康保険税低所得者世帯の軽減制度の拡充でございます。

議案説明資料20ページの下段の表を御覧ください。

改正内容は、国民健康保険税の低所得者世帯に対する5割及び2割軽減の判定所得を引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものです。

5割軽減につきましては、改正前の被保険者1人当たり加算額285千円を290千円に改め、2割軽減につきましては、改正前の被保険者1人当たり加算額520千円を535千円に改め、軽減判定所得の引上げを行うものです。

なお、7割軽減については改正前のまま据置きとしております。

3、改正による影響額等の試算ですが、今回の改正を令和4年度国民健康保険税の賦課状況から試算しますと、賦課限度額の引上げに伴う影響世帯数を28世帯、影響額を484千円の増額と試算しております。

軽減制度の拡充につきましては、影響世帯数を延べ61世帯、影響額を1,211千円の減額と試算しております。

なお、今回の試算による賦課限度額の影響額484千円の増額と軽減制度の拡充による影響額1,211千円の減額により、国民健康保険税は727千円減少すると試算しております。

4、施行期日は令和5年4月1日。

なお、改正後の鹿島市国民健康保険税条例の規定は令和5年度以降の国民健康保険税に適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例を適用するものでございます。

説明資料の14ページから19ページは新旧対照等となっております。説明は省略いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの議案に対しまして質問したいと思いますが、この時期に入りますといつも同じ議案が出されるわけですね。いつも同じことを言わなくちゃいけないわけですが、私はいつも、こういう状況があるのは分かっているから、特に市民の皆さんが国民健康保険税については大変な状況にあるとき、やっぱりこの問題について、幾ら国から来た問題であっても前もって審議をする余裕が必要だということを言ってきたと思います。だから、3月31日ぎりぎりまで来て4月1日からということですから、それはできないというふうなお話もなされてきましたが、しかし、そういう流れはあるのだから、前もってそういう対応をすべきだということを書いてきておりましたが、なかなかそれが実現できない。昨年の市長の答弁でも研究しましょうみたいなことをおっしゃったんじゃないかと思いますが、本当にこの問題については、国自体の在り方も悪いと思いますが、やっぱり許すことができないと私は思います。特に国保税については皆さんが本当に苦しい中で取り組んでいらっしゃるわけですから、その辺はもっと慎重にやる必要があるんじゃないかと思います。

直接お尋ねをしますが、これまでも限度額の引上げというのは毎年あってきましたよね。今までの限度額の引上げというのは医療分がほとんどだったと思いますが、後期高齢者支援金分での限度額の引上げというのは、私の記憶違いだったらいけません、初めてではないかなという気がします。どうして今回、後期高齢者支援金分の限度額が上げられたのかという、その理由についてお尋ねをします。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現在、高齢化に伴い、後期高齢者医療の財源の検討が国のほうでもなされております。そういう理由から、今後、後期高齢者医療の財源が今以上に必要となるというふうなことで、後期高齢者支援金分について20千円の引上げが行われているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もともと後期高齢者医療制度というんですかね、これがつくられたのも、結局高齢者が増えることによって高齢者医療費が増えるということで一般と75歳以上の高齢者を分けた、まさに差別的な医療制度ができたと私はいつも申し上げますが、そういう状況になったと思います。そういう中で、後期高齢者の人たちにかけられる保険料金も上げられている。そして、今度はこのように一般的なものも上げられている。私は、これからまだまだ高齢者は増えて

くと思いますが、このようにいけば、ここだけでも国民健康保険税というのが本当に大変な状況になると思うんです。

だから、私はいつも申し上げておりますが、まず、後期高齢者医療制度、このこと自体をやっばり見直していかなくちゃいけないと。これはただ単に高齢者だけじゃなくて、こうして一般的にも影響が出てくるわけですからね。以前のように高齢者の医療費については元に戻していくということが私は大事だと思うんですよ。

最近の流れを見ていますと、私も今度の選挙でも大分訴えましたが、75歳以上の医療費を無料にすべきだと、このことをずっと訴えてきております。絶対これはしなくちゃいけないと思いますが、最近の全国的な動きを見ますと、やっぱりそういうところは増えていますよね。特に後期高齢者の人たちが、保険料は取られているんだけど、しかし、受診は控えるという、その傾向が非常に増えてきている。そういう全国の調査のデータも出ていますよね、十分皆さんも御存じだと思いますが。そういう現状の中で、私は本当に高齢者の人たちが安心して老後を暮らしていくという中で、この後期高齢者医療制度というのを見直していかないと、このように国民健康保険税が、高齢者じゃない人たちにも影響を及ぼすというようなことになると思うんですよ。

だから私は、ここでこういう議論をすべきじゃないかも分かりませんが、やっぱり基本である後期高齢者医療制度というのを見直していかないと、本当にこれは後期高齢者だけじゃなくて全保険者の人たちにも大きな影響を与えてくるものだと思うんです。だから、私はこの問題についてはこれから論議をしていかなくちゃいけないと思いますが、やっぱりそのところを私たちがしっかりと捉えてやっていかないと、こういう問題を解決することはできないんじゃないかと思いますが、市長、何かありましたらお答えください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この後期高齢者制度、基本的には皆さんで皆さん方の介護とかいろんなのを支えていくという制度だというふうに思います。さっきおっしゃったように、高齢者が増えてきています。じゃ、誰がそれを支えていくのかということになってくると思います。今回の改正については、所得の多い方にもう少し負担をしていただくということで、そこが今までの制度と変わったところです。

やはり介護というのはこれから重要度も増してきますし、その負担割合をどこに求めるかということが問題のポイントになってくると思いますので、議員もおっしゃったようにいろんな立場から考えていかなければいけません。今回の改正については、国の方針にのって市のほうでもこの制度でやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな問題が国から来た問題だからということでそのままね、その地域もいろいろあると思うんですよ。地域の財政力、その他、置かれた状況もあると思いますが、やっぱりそれに合わせながら取り組んでいかないと、それこそ地域の財政的に非常に厳しいところでは、結局は住民にしわ寄せが来るという形になると思うんですよ。

もともと高齢者の医療費なんて国が見るべきなんですよ。本当に私いつも言いますが、今の国の動きを見ますと、莫大なお金を軍事費にどんどんつぎ込んでいます。オスプレイ一つ買わなくてもどれだけ医療費に回せますか。そういう現状を捉えて私たちがしっかりと国に対しても物を申していかないといけない。そして、国から来ているから、決まったからそうしましょうと、そういう流れでは本当に地域の住民の暮らしは守れないと思うんですよ。これからまだ大変な状況が出てくるというのは国の財政計画を見ますと分かりますよね。ですから、私はぜひそういう立場で鹿島市としてもこれからも協議をしてもらいたいと思いますし、議員の皆さんもぜひ一緒に考えてもらいたいと思うんですよ。

ですから、今回こういう形で出ていますし、専決処分もされております。しかし私は、だからといって御無理ごもつともでございますということではできません。何としてもこれは変えていかなくてはいけないと思っておりますので、この案件については賛同しかねますので、そのことを一言申し上げまして、私の発言を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第26号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第27号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5、議案第27号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第27号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で御説明いたしますので、準備をお願いいたします。

まず、議案書の11ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の12ページは専決処分書です。令和5年3月31日付で令和4年度一般会計補正予算（第10号）について専決処分したものでございます。

別冊の議案第27号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に81,423千円を追加し、補正後の予算の総額を16,850,065千円としたものでございます。

2ページから4ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

5ページから6ページは今回補正の事項別明細書となっております。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、準備をお願いいたします。

議案説明資料の22ページから24ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略いたします。

25ページをお願いします。

今回の補正は、歳入では、3月交付決定分の地方譲与税や各種交付金などの確定に伴う増、歳出では、歳入の確定に伴う基金への積立てなどによる調整が主なものでございます。

まず、歳入補正の概要について御説明いたします。

ナンバー1からナンバー5までは地方譲与税及び各種交付金などの交付額の確定によるものでございます。ナンバー1の地方揮発油譲与税は930千円の増額、ナンバー2の自動車重量譲与税は602千円の増額、ナンバー3の配当割交付金は3,596千円の増額、ナンバー4の法人事業税交付金は5,810千円の増額、ナンバー5の特別交付税は69,021千円の増額となっております。ナンバー6の地域福祉基金国債償還差益は1,464千円を増額するもので、これは地域福祉基金を運用しておりました国債の償還差益によるものです。

26ページをお願いします。

歳出補正の概要でございます。

ナンバー1の基金積立金管理事業は80,000千円を増額するもので、歳入で増額となりました。一般財源分について財政調整基金に積み立てるものでございます。ナンバー2の地域福祉基金積立事業は1,464千円を増額するもので、先ほどの国債償還差益を地域福祉基金に積み立てるものでございます。

27ページをお願いします。

今回補正後の積立基金の状況を表したものでございますので御参照ください。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第6号 議案第28号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第28号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第28号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案書の13ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会

の承認を求めるものでございます。

議案書の14ページは専決処分書です。令和5年4月14日付で令和5年度一般会計補正予算（第1号）について専決処分したものでございます。

別冊の議案第28号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものにつきまして専決処分したものでございます。予算の総額に64,000千円を追加し、補正後の予算の総額を15,573,000千円としたものでございます。

2ページから3ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

4ページから5ページは今回補正の事項別明細書となっております。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、準備をお願いいたします。

議案説明資料の28ページから30ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

31ページをお願いします。

まず、上段の表、歳入について御説明いたします。

ナンバー1の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増で64,000千円を計上いたしております。

次に、下段の表、歳出について御説明いたします。

ナンバー1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を児童1人当たり50千円給付する経費として64,000千円を計上いたしております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されました中で、特に子育て世帯支援特別給付金というのがありますが、確かにいいことだと思います。ただ、私思いますのは、生活困窮者とか支給される人たちのいろんな限度がありますね。ところが、今全体的な市民の暮らしを見ますと、ここに該当しないぎりぎりの人たち、本当に一生懸命頑張って生活されている人の中に、該当しないで本当にどうなるだろうかという人もいらっしゃるんですよ。税金を納めるのも大変だけどやっぱり納めんといかん、苦勞して納める、子供たちのための学校給食費も出さんといかん、本当に、表には出ないけど、皆さんが苦勞しながら生活されている。そういう市民の方はたくさ

ん、ここに該当しない人もいらっしゃるんですよ。

私は特に、子供たちですから、これは国からこういう制度で来たわけですからやらなくちゃいけないと思いますが、市も独自でこういうのに乗っかって何とか対応すべきじゃないかと思うんですよ。先ほど全員協議会での伊東議員の質問の中でも、230,000千円ですか、福祉積立金の問題がありましたが、ああいうお金を使ってでも、私は全体的に同じ子供たちにそういうのをやるという、市はそういう温かい政治をしていくことが大事だと思いますがね。

例えば、今この条件に合わない外れた人たち、この子供たち全部に50千円の支給をすればどれくらいお金が要るか、その辺の計算はなさっていますか。分かっていたらお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えします。

ただいまそういう試算についてはいたしておりませんので、今後積算をして想定していきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

正直申しまして私も計算をしてきておりませんが、執行部のほうでは、こういう状況のときだから、みんなにやったらどうなるだろうかかと、それくらいは計算されているかなと思いましたが、計算しなかったわけではありませんがね。

それはそれとしまして、私はやっぱり、特に子供たちの問題、同じにやりましょうよ。みんなが大変なんですよ。特に最近、母子家庭も多いですよ。本当に皆さんが毎日の暮らしを必死でなさっている。特に私も今回、市内を回ってみまして、そういう現状も見てまいりました。だから、何としても私は、一番やらなくてはいけないこういう子供たち、お年寄り、そういう人にかに市が温かい手を差し伸べていくか。当然のことだと思いますがね。

少子化対策などと言いますが、本当に子供が育てやすい、そういう地域になれば、少子化対策だっておのずから変わってくると思うんですがね。やっぱり一人子供を育てるために大変な状況の中では、なかなか子供も産めないというようなこともありますのでね。

私はぜひそういう形で今後進んでいただきたいと思いますが、市長、そういう政治をやりましょうよ。子供たち、本当に一生懸命やっている人たちに、ただ単に国から来たからこれをやるんだということじゃなくて、市が独自でそういうことを考えながらやっていくことが私は大事だと思うんですよ。このコロナに入ってから、独自で市がそういうものをやらんといかんということをおははずっと言い続けました。またいろんなことがあるかも分らんか

らそうはできないというようなこともこれまで何度も答弁をされてきましたが、ぜひそういう方向で市政を進めていくということを私は市長に積極的に考えていただきたいと思いますが、御意見ございましたらお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

コロナ禍で非常に困窮をされている方、あるいは今燃油高騰で生活もいろいろ影響を受けています。そういう中でどういう支援をしていくのかというのが議員がおっしゃったことだと思ひまして、今までも応援券であったり、給食費の助成であったり、いろんな事業をやってきました。今後もそういう形で、基本的にはやはり困った人たち、そういう人たちにも支援を広げていかなければいけないというふうに思っております、今回は特別に国から来たお金を早く届けるということで専決処分をいたしました。

今後、国からの支援もどうなっていくのか分かりませんが、市は市なりに、そういういろんな物価高騰対策、コロナ対策で、困った人たちがおられるのは認識をいたしております。そこにどういう支援をしていくかというのが議員がおっしゃったことだというふうに思いますので、庁舎内でいろんなことを議論しながら対応させていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございました。このコロナ禍の中で、また、この高物価が続く中で、本当に多くの人たちがどんなにして毎日を暮らすのかという実態は、今まで以上にあるんですね。ですから、今おっしゃったように、ぜひ実態を見ていただいて、数字的に出てこないとしても分かりませんか。しかし、実態はいろいろあるわけですね。だから、しっかり見ていただいて、そして、今後も対応していただくということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ございますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、松尾征子議員からの質問があったように、私も今回、この専決処分案自体に反対というわけではございません。しかし、今回の統一地方選挙、市内を回ってみて、非常に困窮している世帯というのは多い。そういうふうな悲痛な声、それはお聞きをいたしました。

今回は、児童扶養手当を支給しているひとり親世帯とか、令和4年度の生活支援特別給付受給世帯、ここに対して児童1人当たり50千円というふうになっています。これはこれで私

も必要だろうと思います。しかし、コロナが2類から5類に移行したとしても、やっぱり新型コロナウイルス感染症の影響というのはいろんなところにまだまだあるわけですね。いろんな商売をされている事業所のほうもそうでしょう、一般の家庭のほうも。それに加えて物価高。これは驚くぐらいの物価高ですよ。市民の生活に相当これは悪影響を与えている。

新聞等を書いてあった、この2類から5類に移行することによって、昨年まで国から来ていた地方創生臨時交付金、これが多分、大分ゼロに近いぐらいなくなっていくんじゃないかと。これは鹿島市にとって本当に大変な状況なんですよ。今までは他の自治体と変わらないように、それによってああいうふうな「助かつ券」であったり、「まるごと応援券」の発行ができたんですよ。じゃ、これからどうしていくのかと。私はまだまだ今年の夏ぐらいまでは何かしらの支援策が必要じゃないかなと思っています。先ほど松尾征子議員もおっしゃいました、ほかの基金の中から捻出をしていく、それも考えないといけないと思うんですよ。鹿島市の各世帯の状況であったり、そういうふうなのを全て把握して頭の中に入れてながら鹿島市のかじ取りをやっていく松尾市長には、就任をされてから2年目に入ってきたわけですけど、あなたにとって今本当にここが正念場だと思います。どういうふうな形でこの2年目を、難局を乗り切っていくのか。

今回の給付金を含め、そういうふうな厳しい生活をしている市民に対してお答えいただけますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

伊東議員おっしゃったように、市民生活を支えるというのは市の大きな役割です。今まででも応援券であったり、いろんな形で手だてをしてきました。今回は臨時会ということで、専決をしていただく、議員の皆さん方に議論をしていただく時間ありませんでしたが、6月の議会ではこちらのほうのいろんな議案を議会のほうで事前に説明し、それについて審議をしていただくという形になろうかと思います。

先ほどおっしゃったように、市民生活もまだまだ十分ではありません。産業的には、特に漁業であったり、農業であったり、そういう産業もなかなか厳しい状況にある。そういうところにどれだけ支援ができるかということだと思っておりますので、今日は専決処分という形で皆さん方に御審議をいただいておりますが、今後、6月議会、9月議会、そういうところで皆様方に今後の市の方針について審議をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

松尾市長ありがとうございます。ちょっと厳しい言い方もしましたけど、やはり市民の皆さんは期待をしているんですよ。来月始まる6月の定例会、ここで多くの議員は一般質問入ってくるでしょう。やっぱりほとんどは、選挙で市民の皆さんから聞いたいろんな声、それを執行部に要望であったり、それとか意見として出していくでしょう。そういうのを執行部の皆さん、新しい体制で、今日、冒頭に紹介がありましたけど、しっかりとそれを受け止めて、市民生活の向上に寄与するように頑張っていただければなと思っております。私も6月議会、一般質問等をしっかりとやっていきたいと思えます。

今回の専決処分は、これは時期的に3月末から4月の新年度以降という期間の中、また、選挙等もあり、こういうふうな形で入りました。しかし私は、松尾征子議員もおっしゃったように、あまり専決処分というのは好きではありません。やっぱりしっかりと議会の中で議論をした上で採決に入っていく、これが本当の議会の運営だと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第29号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本件は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、本案は説明を省略します。
質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市固定資産評価員の選任については、田中美穂氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり同意することに決しました。

日程第8 閉会中継続調査申出

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8. 閉会中継続調査申出の審議に入ります。

鹿島市議会会議規則第99条の規定により、総務建設環境委員会委員長、文教厚生産業委員会委員長及び議会運営委員会委員長から議長宛てに、お手元に配付のとおり閉会中継続調査申出書が提出をされております。

令和5年5月11日

鹿島市議会議長 徳村博紀様

鹿島市議会総務建設環境委員会
委員長 池田廣志

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 議会及び行政一般に関する事項
- (2) 文書管理及び情報公開に関する事項
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 交通安全対策に関する事項

- (5) 防災対策に関する事項
- (6) 行政の基本的施策の企画に関する事項
- (7) 情報化施策に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 地方分権推進に関する事項
- (10) 男女共同参画社会に関する事項
- (11) 広報、公聴及び統計に関する事項
- (12) 組織及び事務の合理化に関する事項
- (13) 公有財産に関する事項
- (14) 財政計画及び予算に関する事項
- (15) 市税等の賦課徴収に関する事項
- (16) 戸籍及び住民票等の交付に関する事項
- (17) 選挙に関する事項
- (18) 監査に関する事項
- (19) 出納に関する事項
- (20) 土地利用計画及び都市計画に関する事項
- (21) 道路及び河川等の整備に関する事項
- (22) 公園、緑地その他公共用地の整備に関する事項
- (23) 市営住宅の建設、管理に関する事項
- (24) 市街地再開発事業に関する事項
- (25) 公共下水道の整備促進対策に関する事項
- (26) 廃棄物の処理及び環境保全に関する事項
- (27) 水道事業の整備促進対策及び管理に関する事項
- (28) 簡易水道事業に関する事項
- (29) 街なみ環境整備に関する事項

2 理由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期限 令和9年4月29日

令和5年5月11日

鹿島市議会議長 徳村博紀様

鹿島市議会文教厚生産業委員会

委員長 中村日出代

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定

したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 保育所等の整備に関する事項
- (3) 児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (4) 国民健康保険事業及び後期高齢者医療に関する事項
- (5) 高齢者及び障害者福祉に関する事項
- (6) 生涯教育に関する事項
- (7) 人権推進に関する事項
- (8) 学校教育及び同和教育に関する事項
- (9) 社会教育施設及び社会体育施設の整備に関する事項
- (10) 商工業の振興対策に関する事項
- (11) 観光の振興及び観光施設の整備に関する事項
- (12) 農林水産業の振興に関する事項
- (13) 土地改良、農業水利、その他農業土木に関する事項

2 理 由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期 限 令和9年4月29日

令和5年5月11日

鹿島市議会議長 徳村博紀様

鹿島市議会議会運営委員会
委員長 中村一堯

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 会期等に関する調査の件
- 2 理 由 今後なお検討を要するため
- 3 期 限 令和9年4月29日

ここでお諮りいたします。各委員会委員長からの申出の件について、閉会中も継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、各委員会委員長から申出があった事件について、申出書のとおり閉会中も継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 徳村博紀

臨時議長 松尾征子

会議録署名議員 1番 釘尾勢津子

同 上 2番 宮崎幸宏

同 上 3番 笠継健吾